

川口市子育て相談課 家庭児童相談員(会計年度任用職員)募集案内

令和7年12月
川口市

1 職務内容

- ・18歳未満の子どもに関する、養育・発達・家庭支援・児童虐待・ヤングケアラー等の相談対応、家庭訪問及びソーシャルワーク業務
- ・保育所、学校、児童相談所等関係機関との連絡調整等
- ・相談記録のパソコン入力等の事務

2 募集人員 22人

3 任用期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 勤務場所

こども家庭センター 川口市役所 第二本庁舎3階(川口市青木2-1-1)
子ども発達相談センター 川口市役所 青木三丁目分室(川口市青木3-17-11)

5 勤務条件

(1) 勤務日、勤務時間及び報酬月額

区分	募集人員	勤務場所	勤務日	勤務時間	報酬月額
①	8人	こども家庭センター	月～金曜日のうち週4日	午前8時30分～午後5時15分 7時間45分勤務	241,369円
②	6人	こども家庭センター	月～金曜日のうち週4日	午前9時00分～午後4時30分 6時間30分勤務	202,438円
③	8人	子ども発達相談センター	月～金曜日のうち週4日	午前9時15分～午後5時15分 7時間勤務	218,010円

※全区分共通して、休憩時間は午後零時から60分となります。

※期末手当・勤勉手当あり、通勤手当を規定の範囲で支給します。

※報酬月額は、令和7年度の報酬月額です。また、現在本市家庭児童相談員として勤務している場合は、経験加算があります。

(参考) 令和7年度報酬額による1年間の収入見込み(継続2年目の例)

通勤手当、時間外勤務手当を除く

区分① : 4,103,942円

区分② : 3,442,012円

区分③ : 3,706,791円

(2) 休暇 市所定の基準による年次有給休暇等

6 退職手当 支給しません

7 社会保険 加入します

8 雇用保険 加入します

9 応募資格

(1) 区分：①・②

下記 a, b, c のうちいずれかの要件を満たすかた

(2) 区分：③

下記 a, b のうちいずれかの要件を満たすかた

a 下記のいずれかの資格を有するかた（令和7年度中に資格・免許取得見込みのかたを含む）

・社会福祉士 ・精神保健福祉士 ・公認心理師 ・助産師 ・看護師
・保育士 ・教員免許法に規定する普通免許状 ・保健師

b 大学などで児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科またはこれらに相当する課程^{※1}を修めて卒業したかた、または令和8年3月までに卒業見込みのかた

※1 一般教養課程での講義の受講は該当しません。

c 警察署、児童相談所、婦人相談センター等の行政機関で、児童虐待、DV、少年非行等に関する実務経験が3年以上あるかた

ただし、次のいずれかに該当するかたは応募できません

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでのかた

イ 川口市職員として懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しないかた

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入したかた

10 申込手続き

(1) 受付期間

令和7年12月1日（月）から**令和7年12月21日（日）**まで

(2) 申込方法

電子申請の注意事項をよくお読みのうえ、専用申込フォームにて申し込みしてください。

専用申込フォーム <https://logoform.jp/f/u2Dek>



(3) 添付写真

応募者本人の顔写真データ（上半身脱帽・背景無・正面向で3ヶ月以内に撮影した写真）（縦横比が「4対3」で、対応拡張子は gif、jpg、png、webp 添付写真の容量上限は10MB）

1.1 選考方法

(1) 申込内容及び面接により決定し、後日結果を連絡します。

(2) 面接日

- ・令和8年1月14日（水）午前
- ・令和8年1月15日（木）終日
- ・令和8年1月16日（金）終日
- ・令和8年1月19日（月）午前

※申込手続きをされた方には、令和7年12月24日（水）にメールにて面接日時の予約URLをお知らせしますので、**令和8年1月5日（月）**までに、必ず面接予約の申し込みをしてください。面接予約日については、先着順となります。

(3) 面接会場

川口市役所 第二本庁舎（川口市青木 2-1-1）

1.2 個人情報の取扱について

個人情報は採用審査のみに使用し、この目的以外には一切使用しません。

1.3 その他

(1) 申込時に「5 勤務条件」の区分①から③の希望順位をお聞きます。第1希望から順番に合否判定をいたしますが、希望されなかった区分で採用となる余地があっても、ご案内はいたしませんのでご注意ください。

(2) 地方公務員法第22条の2第7項の規定により、職員の採用はすべて条件付採用となり、1ヶ月間（勤務日数15日以上）の良好な成績で勤務したときに正式採用となります。

(3) 勤務時間内において、必要に応じ研修等に参加していただきます。

(4) 身分は地方公務員であり、職務専念義務、守秘義務など、地方公務員法を守る義務が発生します。

(5) **募集人員・勤務条件等は、令和7年12月現在のものです。**今後変更になることがあります。

1.4 問い合わせ先

〒332-8601 川口市青木 2-1-1

川口市子ども部子育て相談課 事業係

電話 048-258-1153